

高知市上下水道局漏水による使用水量の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

高知市上下水道局漏水による使用水量の認定に関する要綱

漏水による使用水量の認定基準要綱（平成24年10月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市給水条例施行規程（昭和33年水道局規程第1号）第27条の規定に基づく漏水による使用水量の認定（以下「減量認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象漏水）

第2条 減量認定の対象となる漏水（以下「対象漏水」という。）は、給水装置等（メーターから給水栓までの給水装置及び受水タンク以下の装置をいう。以下同じ。）において生じた漏水であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 客観的に発見が困難であると認められるものであること。
- (2) 修繕（応急的なものを除く。以下同じ。）が完了しているものであること。
- (3) 次のいずれかに該当する漏水であること。

ア 地下、壁中、床下等の隠ぺい箇所からの漏水

イ メーターボックス内の漏水で、メーターより宅内側のもの

ウ 屋根上等の通常立ち入らない箇所又は施錠された室内等の常時の立入りが制限された箇所での漏水

エ ボールタップ、特殊給水器具（給水用具のうち、分水栓、止水栓、給水栓及び弁類以外のもので、給水管に直結し、水道水の水質、水圧、水温等の変化させるもの又は調理器具等の特定の利用目的のために用いられるものをいう。）等の故障等による漏水

2 前項の規定にかかわらず、対象漏水が次の各号のいずれかに該当する場合は、減量認定の対象としない。

- (1) 水道使用者等又は第三者の故意又は過失に起因するものであるとき。
- (2) 水道使用者等が、給水装置等の保守点検、修繕の依頼等の適切な措置を怠ったことに起因するものであるとき。
- (3) 過去に受けた減量認定に係る対象漏水と同一の事由に起因するものであり、かつ、当該過去に受けた減量認定に係る修繕の完了日から1年を経過していないものであるとき。

（対象期間）

第3条 減量認定の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、対象漏水に係る修繕を依頼した日若しくは修繕が完了した日を含む検針期間（定例日の翌日から翌定例日までの期間をいう。以下同じ。）に相当する期間又はその一つ前の検針期間に相当する期間とする。

（使用水量の認定）

第4条 対象期間における使用水量は、当該対象期間における推定使用水量（次項に規定する推定使用水量をいう。以下同じ。）を基に算出するものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより認定するものとする。

- (1) 第2条第1項第3号ア及びイに該当する対象漏水 推定使用水量を使用水量として認定する。
- (2) 第2条第1項第3号ウ及びエに該当する対象漏水 推定使用水量に当該対象期間の使用水量から推定使用水量を減じて得た数に2分の1を乗じて得た数を加えた数（推定使用水量の3倍を上限とする。）を使用水量として認定する。
- (3) 特別の事情により前2号の規定により難いと上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める対象漏水 個別の事情を勘案して管理者が認定する水量を使用水量として認定する。

2 推定使用水量は、当該対象期間の一つ前若しくは二つ前又は前年同期の検針期間における使用水量とする。ただし、これにより難い場合は、修繕の完了後の使用実績に基づき算出する方法その他管理者が適当と認める方法により算出した使用水量を推定使用水量とする。

3 前2項の場合において、使用水量及び推定使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(減量認定の申請)

第5条 水道使用者等は、減量認定を受けようとするときは、所定の漏水修理完了報告書（以下「報告書」という。）により管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該対象漏水の修繕の完了の日から1年以内に提出しなければならない。

(減量認定の決定)

第6条 管理者は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、減量認定の可否を決定し、相当と認めるときは、所定の漏水による使用水量の認定通知書により当該報告書を提出した水道使用者等に通知するものとする。

(減量認定の取消)

第7条 管理者は、水道使用者等が偽りその他不正の手段により減量認定を受けたと認められる場合は、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、減量認定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知市上下水道局漏水による使用水量の認定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に修繕の完了する漏水から適用し、同日前に修繕の完了した漏水については、なお従前の例による。